

魚類養殖業における  
法人化検討マニュアル

令和4年3月

三重県 農林水産部 水産振興課

## — 目 次 —

1.	魚類養殖業の特徴	1
2.	法人化（法人成り）とは	1
3.	法人経営のメリット、デメリット	2
4.	個人経営と法人経営の比較	4
5.	魚類養殖法人化フローチャート	6
6.	漁業法人の組織形態	7
7.	漁業法人の設立手続き	8
8.	法人への資産（現金・預金、棚卸資産、漁具、不動産など）の 引き継ぎについて	10
9.	まとめ	12

## 1. 魚類養殖業の特徴

魚類養殖は種苗となる稚魚を購入し、出荷サイズになるまで生簀で育てる漁業の手法です。三重県では、主に真鯛やぶり類などを、海面での網生簀を使って養殖（小割式養殖）しています。

魚類養殖業は、コスト（漁労支出）に占める餌代と種苗費の割合が大きく、特に、近年の餌代の上昇が養殖経営に大きな影響を与えています。

また、魚類養殖の事業者は高齢化による廃業が進み、1経営体当たりの産出額は増加傾向にある一方、市場価格などの変動が大きいため所得が不安定になりやすいという特徴があります。

魚類養殖の主な業務は、午前中に主に給餌を行い、出荷がある場合には出荷作業も行います。午後からは翌日の準備や生簀の点検、網の修理などを行い、夕方には作業が終わります。

他の漁業（沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業）と比較すると、朝から夕方まで勤務する一般的な会社の勤務体系に近く、新規就業者が就業しやすい労働環境にあると言えます。

## 2. 法人化（法人成り）とは

法人化とは、個人事業を行っている事業主が、法人を設立し、個人で行っていた事業を法人に引き継ぐことを言い、「法人成り」と呼ばれることもあります。

法人化には個人事業主がそのまま法人化する場合や、複数の個人事業主がグループで法人を設立する場合があります。

一般的には法人化することで、これまでの個人事業（自然人）とは異なり、法人格（法が権利義務の主体となることを認めた人格）を有し、これまで自然人で行っていた契約事項及び不動産登記や預貯金の口座名義人を法人にすることができます。

このことが意味するのは、個人事業（自然人）の場合、事業主の相続発生時や、高齢化、病気などで事業の継続が困難になった時、廃業を検討することになりますが、法人の場合、法人の資産（生簀、漁船、建物など）は個人（自然人）の相続の対象から外れるため、代表者が健康問題などで業務の執行ができなくなった時は、代表者の交代により事業を継続していくことができます。

昨今、多くの魚類養殖の担い手が、高齢化したものの後継者不在のため廃業を選択し、地域に魚類養殖事業者がいなくなるという事態に直面しています。地域に魚類養殖を残していくためにも法人化はその受け皿になるのではないのでしょうか。

事業を継いでもらいたい相手（後継者）がいる場合や、現在、他の個人事業主と協業している場合は一度法人化を検討してみるとよいでしょう。

その際は、法人経営のメリットやデメリットを理解したうえで、「5.魚類養殖法人化フローチャート」を参考にして、各事業者に相応しい組織形態を検討してください。

### 3. 法人経営のメリット、デメリット

法人経営のメリットやデメリットを、経営面と制度面に分けると以下のとおりです。  
〔経営面でのメリットとデメリット〕

メリット	デメリット（義務・負担）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営管理能力の向上</li> <li>・家計と経営の完全な分離によるどんぶり勘定からの脱却</li> <li>・事業主から経営者に意識が変わり、経営責任に対して自覚を持つようになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営管理上の負担</li> <li>・記帳（複式簿記）と帳簿の備え付けが義務化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●対外信用力の向上</li> <li>・金融機関や取引先からの信用度が向上</li> <li>・個人事業主よりも融資限度枠が拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人設立時の費用負担</li> <li>・定款認証や設立登記などの費用が発生（株式会社の場合の目安：約25万円）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な人材の確保</li> <li>・社会保険の適用や従業員の福利厚生の拡充を、就業規則・給与体系で明確化することで幅広い人材（従業員）を確保</li> <li>・事業承継時に、親族だけでなく有能な後継者を指名することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険・労働保険の適用による負担</li> <li>・社会保険（健康保険・厚生年金）、労働保険（雇用保険・労災保険）の適用により、経理など事務手続きが増加</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営発展の選択肢が拡大</li> <li>・幅広い人材の確保、信用力や融資限度額拡大による資金調達力の向上により、新事業や多角化など、経営発展の選択肢が拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営ビジョンの明確化（義務ではない）</li> <li>・経営理念や経営目標、中長期計画など、法人として相応しい明確化したビジョンを、金融機関など利害関係者に対して、説明することが求められる</li> </ul>

経営面においては、個人事業では家計と経営が一緒のどんぶり勘定になりがちであったものが、法人化することで家計と経営が明確に分離されるほか、事業者から経営者への意識の転換、金融機関や取引先からの信用度向上が期待されます。さらに、多様な人材を確保でき、経営発展の選択肢が拡大するというメリットがあります。その一方で、記帳と帳簿の備え付けが義務になり、社会保険（健康保険・厚生年金）や労働保険（雇用保険・労災保険）が適用されることで、経理などの事務手続きが増加するというデメリットがあります。

〔制度面でのメリットとデメリット〕

メリット	デメリット（義務・負担）
<p>●税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の利益を役員報酬として支払うことで損金算入が可能となり法人所得を減らすことができる</li> <li>・役員報酬に給与所得控除が適用され、個人としての所得を減らすことができる</li> <li>・欠損金（赤字）の繰越控除可能期間が長くなる（個人：3年、法人：10年）</li> <li>・法人課税制度の適用により一定以上の事業所得がある場合は個人課税制度より有利</li> </ul>	<p>●税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人課税が個人課税より有利になるには一定以上の事業所得が必要 （700万～1,000万円が目安⇒専門家に相談）</li> <li>・赤字でも法人住民税（均等割）の支払義務が発生 （三重県内：県民税22,000円＋市町民税50,000円＝72,000円）</li> <li>・税務申告が複雑で専門的になるため税理士などの専門家への依頼費用などが発生</li> </ul>
<p>●社会保険（健康保険、厚生年金）の加入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険料の法人負担分を必要経費に算入できる</li> </ul>	<p>●社会保険（健康保険、厚生年金）の加入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険料の半分を法人が負担</li> </ul>
<p>●融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間金融機関や、日本政策金融公庫の融資制度の融資限度枠が拡大</li> </ul>	<p>●融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員（取締役や理事）に連帯保証が求められる場合がある</li> </ul>

税制面においては、一定以上の事業所得（700万～1,000万円）がある場合、個人課税の所得税に比べて、法人課税の法人税の方が支払う税金が少ないという大きなメリットがあります。また、会社の利益を役員報酬として支払うことで、損金算入が可能となり、法人の課税所得を減らすことができるだけでなく、役員報酬に給与所得控除が適用されるため個人の所得を減らすことができます。さらに、欠損金（赤字）が出たときの繰越控除可能期間が10年に長くなります（個人は3年）。そのため、例えば今年赤字が出て、来年以降10年にわたり、黒字額から今年の赤字額を控除することで課税所得を減らすことができます。一方、個人事業の場合、赤字の年は課税されませんが、法人の場合は赤字でも法人住民税（三重県内：72,000円）の支払義務があることに加え、税務申告で税理士への依頼費用が発生します。

法人化により、社会保険（健康保険・厚生年金）の加入に伴う社会保険料の半分を法人が負担することになりますが、法人負担分は必要経費に算入することができます。

融資面では、役員（取締役や理事）の連帯保証を求められる場合がありますが、金融機関や公的融資制度の融資限度額の枠が拡大するというメリットもあります。

#### 4. 個人経営と法人経営の比較

以下は個人経営と法人経営を比較した表で、法人経営にあたり相談できる専門家やその専門家への報酬の目安を示しました。専門家は保有する資格によって実施できる業務が異なりますが、多くの専門家は他の専門家と連携し、業務を行っています。

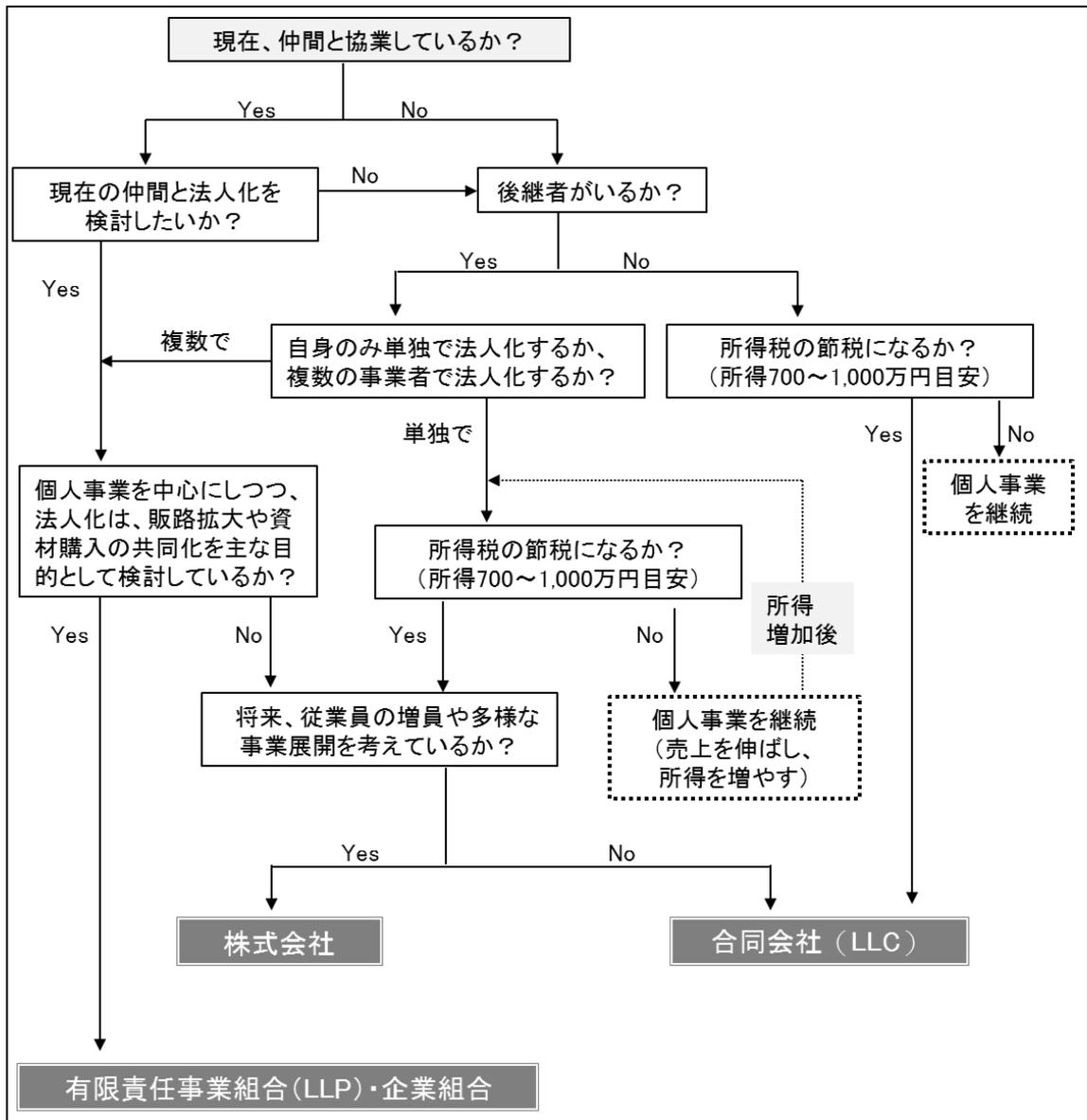
例えば、税理士は本来、司法書士の担当業務である登記業務はできませんが、連携する司法書士と一緒に業務を遂行する体制を構築しています。一度、信頼できる専門家にご相談ください。

項目	個人経営	法人経営	専門家
事業開始までの 手続	●税務署に開業届を提出	●法人の概要を決める ・「商号」、「事業目的」、「発起人」、「本店所在地」、「資本金」など設立する法人の概要を決める	—
		●定款を作成・認証 ・会社の規則となる定款を作成 ・定款認証は株式会社のみ公証人役場での認証が必要となる ・株式会社：定款認証（紙）9万円（電子）5万円 ・合同会社：定款作成（紙）4万円（電子）0円 ※紙の場合は収入印紙代4万円が必要	司法書士 税理士 行政書士
		●資本金の払い込み ・発起人が資本金を払い込む	—
		●法人設立登記 ・本店所在地を管轄する法務局で行う ・登録免許税：株式会社15万円、合同会社6万円	司法書士
		●法人設立後の手続き ・本店所在地を管轄する税務署に 「法人設立届出書」 「給与支払事務所等の開設届出書」を提出 ・本店所在地を管轄する年金事務所に 「健康保険・厚生年金保険新規適用届」 「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を提出 ・本店所在地を管轄する県税事務所や市町役場に 「法人設立届」を提出 ・本店所在地を管轄する労働基準監督署に 「労働保険関係成立届」 「労働保険概算保険料申告書」を提出 ・本店所在地を管轄するハローワークに 「雇用保険適用事務所設置届」 「雇用保険被保険者資格取得届」を提出 ・金融機関に法人口座を開設	司法書士 税理士 行政書士 社会保険労務士
事業開始までに かかる費用	0円	●資本金＋法定費用＋専門家報酬 ・法定費用 株式会社：約20万～24万円 合同会社：約6万～10万円	専門家報酬 10～20万円 業務範囲による

項目	個人経営	法人経営	専門家
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税</li> <li>・個人住民税</li> <li>・消費税</li> <li>・個人事業税</li> </ul> ※所得税は累進課税のため、所得が多いほど税率は高く、控除は少ない <b>【最大税率45%】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税</li> <li>・法人住民税</li> <li>・消費税</li> <li>・法人事業税</li> </ul> ※法人税は資本金や所得によって税率が異なるが、所得税に比べ税率が緩やか <b>【最大税率23.2%】</b>	税理士
	例) 所得800万円の場合 所得税率：23% 控除額：636,000円 所得税：8,000,000×23%-636,000円 =1,204,000円	例) 資本金1億円以下、所得800万円 法人税率：15% 法人税：8,000,000×15% =1,200,000円	
経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の費用は全て経費として計上できるが、公私混同が生じやすく、多額の場合、税務調査の対象になる</li> <li>●代表の給料や賞与、生命保険料は経費として計上不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経費として計上できる範囲が広い</li> <li>●事業の費用は全て経費として計上できるほか、代表の給料や賞与、退職金、生命保険料も経費として計上できる</li> </ul>	税理士
生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生命保険料は経費とすることができず所得控除となる（限度額12万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生命保険の最高解約返戻率に応じて経費に計上できる（最高解約返戻率が高いほど経費として計上できる割合は少ない）</li> <li>●保険金の受取時は、収入とみなされ法人税が課税されることに留意</li> </ul>	税理士
欠損（赤字）の繰越	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青色申告の場合は3年間繰越できる（赤字が出た場合、翌年と翌々年の所得で赤字を通算することで課税所得を減らすことができる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青色申告法人は10年間繰越できる（赤字が出た場合、翌年以降（最長10年間）の利益で赤字を通算することで課税所得を減らすことができる）</li> </ul>	税理士
会計・経理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主の確定申告</li> <li>・決算書の公告義務がなく、確定申告のために決算を行う</li> <li>・事業年度終了日は12/31と定められ、確定申告を翌年2/16～3/15に行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人の決算・確定申告</li> <li>・株式会社などは決算書の公告義務があるため、決算書を作成し、確定申告を行う</li> <li>・決算月は法人が決定できる（業務の閑散期を定めることも可能）</li> <li>・事業年度終了の日（決算日）の翌日以降2か月以内に申告と納税を行う</li> </ul>	税理士
社会保険 健康保険 厚生年金保険 ※従業員分も含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業者は強制適用されない</li> <li>・従業員5人以上でも漁業を営む事業者は強制適用にならないため保険料の事業者の負担分はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員数を問わず全ての法人が強制適用</li> <li>・保険料の半分を法人が負担する</li> </ul>	社会保険労務士
労働保険 労災保険 雇用保険	原則として労働者を1人でも使用すれば法律上当然に加入 <ul style="list-style-type: none"> <li>●労災保険</li> <li>・労働者数5人未満の個人経営の水産（総トン数5トン未満の漁船による事業など）の事業は任意適用</li> <li>●雇用保険</li> <li>・水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他水産事業は任意適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労災保険</li> <li>・当然適用事業者となり保険料全額を事業者が負担</li> <li>●雇用保険</li> <li>・当然適用事業者となり保険料を事業者と労働者双方が負担するが、事業者の負担が多い</li> </ul>	社会保険労務士

## 5. 魚類養殖法人化フローチャート

以下のフローチャートを参照して、各事業者にあふさわしい組織形態を選択し、「6.漁業法人の組織形態」、「7.漁業法人の設立手続き」を参考にその組織形態について検討してください。



## 6. 漁業法人の組織形態

以下の表に、漁業法人の組織形態として、株式会社、合同会社（LLC）、有限責任事業組合（LLP）、企業組合の違いを示しました。

手順	株式会社	合同会社 (LLC)	有限責任事業組合 (LLP)	企業組合
形態	法人	法人	組合	組合
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い事業が可能</li> <li>法人格があるため社会的な信用力が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資者が経営者と同一のため、意思決定がスムーズにできる</li> <li>法人格があるため社会的な信用力が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資者が経営者と同一のため、意思決定がスムーズにできる</li> <li>法人格がないため組合に課税されない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が中心で活動しながら、働く場所の確保や経営の合理化、規模の適正化ができる</li> </ul>
根拠法律	会社法	会社法	有限責任事業組合法	中小企業等協同組合法
法人格	あり	あり	なし	あり
最低必要人数	1名	1名	2名	4名
定款認証	要	不要	不要	不要
設立手続	要	要	要	要
登記	要	要	要	要
設立費用	約20万～24万円	約6万～10万円	約6万円	0円
	登録免許税：15万円 定款認証（紙）：9万円 定款認証（電子）：5万円	登録免許税：6万円 定款（紙）：4万円 （収入印紙） 定款（電子）：0円	登録免許税：6万円	登録免許税免除 定款：収入印紙非課税
責任	有限責任 （出資額を限度として責任を負う）	有限責任 （出資額を限度として責任を負う）	有限責任 （出資額を限度として責任を負う）	有限責任 （出資額を限度として責任を負う）
資本金	制約はなし	制約はなし	制約はなし	制約はなし
設立時最低出資額	1円以上	1円以上	2円以上	4円以上
課税対象	法人課税	法人課税	パススルー課税 （構成員に課税される）	法人課税
決算公告	義務がある	義務なし	義務なし	義務がある
議決権	出資別（1口1票）	平等（1人1票）	自由に定める	平等（1人1票）
利益配分	株式数に応じて配分	定款で自由に定められる	組合契約で自由に定められる	従事分量配当及び2割までの出資配当
認可行政庁	—	—	—	県知事
株式会社への組織変更	—	可能	不可能	可能
備考	司法書士、税理士、行政書士などに設立支援を依頼した場合、専門家費用が必要	司法書士、税理士、行政書士などに設立支援を依頼した場合、専門家費用が必要	司法書士、行政書士などに設立支援を依頼した場合、専門家費用が必要	三重県中小企業団体中央会が設立を支援

## 7. 漁業法人の設立手続き

以下に株式会社、合同会社（LLC）、有限責任事業組合（LLP）、企業組合の設立手続きを示しました。

手順	株式会社	合同会社 (LLC)	有限責任事業組合 (LLP)	企業組合
重要事項を決める	発起人 商号 本店所在地 出資者と出資額 資本金 1株当たりの金額 発行可能株式総数 株式譲渡制限の定め 公告方法 機関 役員及び役員の任期 目的 決算期（事業年度） 設立予定日 その他	社員 商号 本店所在地 出資額 資本金 公告方法 業務執行役員と代表社員 目的 決算期（事業年度） 設立予定日 その他	組合員 商号 事務所所在地 出資額 目的 決算期（事業年度） その他	発起人4人以上 商号 事務所所在地 出資額 資本金 公告方法 理事と代表理事 目的 決算期（事業年度） 設立予定日 その他
法人の実印を作る	法務局へ印鑑届を提出 (制度上は任意となったが、金融機関などから印鑑証明書を求められることが多い)	法務局へ印鑑届を提出 (制度上は任意となったが、金融機関などから印鑑証明書を求められることが多い)	法人格がないため不要	法務局へ印鑑届を提出 (制度上は任意となったが、金融機関などから印鑑証明書を求められることが多い)
定款を作成する	書面又は電子データで作成する	書面又は電子データで作成する	株式会社や合同会社の「定款」に相当する「組合契約書」を書面又は電磁的記録で作成する	書面又は電子データで作成する
定款認証	定款と実質的支配者となるべき者の申告書を提出し、公証人役場の公証人に認証を受ける	不要	不要	不要
出資金を振り込む	定款認証後、発起人の個人口座に出資金を振り込む	定款作成後、発起人の個人口座に出資金を振り込む	組合契約書作成後、代表組合員の個人口座に出資金を振り込む	定款作成後、設立同意者の個人口座に出資金を振り込む
預金通帳をコピーする	出資金が入金された口座の預金通帳をコピーする	出資金が入金された口座の預金通帳をコピーする	出資金が入金された口座の預金通帳をコピーする	出資金が入金された口座の預金通帳をコピーする
その他登記に必要な書類を作成する	会社設立登記に必要な書類を作成する	合同会社設立登記に必要な書類を作成する	有限責任事業組合契約効力発生登記に必要な書類を作成する	企業組合設立登記に必要な書類を作成する

手順	株式会社	合同会社 (LLC)	有限責任事業組合 (LLP)	企業組合
法務局へ 設立登記の 申請	本店所在地を管轄する 法務局へ必要書類を揃 えて申請 (申請日が会社設立日になる)	本店所在地を管轄する 法務局へ必要書類を揃 えて申請 (申請日が合同会社設立日にな る)	主たる事務所の所在地 を管轄する法務局へ必 要書類を揃えて申請 (組合契約効力発生の日が設立 日になる)	主たる事務所の所在地 を管轄する法務局へ必 要書類を揃えて申請 (出資金の払い込み完了後2週 間以内)
登記完了後、 全部事項 証明書、 印鑑カード、 印鑑証明書の 交付を受ける	登記申請から1～2週 間後、設立登記が完了 し、株式会社が設立さ れる 設立後、法務局から全 部事項証明書、印鑑カ ード、印鑑証明書の交 付を受ける	登記申請から1～2週 間後、設立登記が完了 し、合同会社が設立さ れる 設立後、法務局から全 部事項証明書、印鑑カ ード、印鑑証明書の交 付を受ける	登記申請から1～2週 間後、設立登記が完了 し、有限責任事業組合 が設立される 設立後、法務局から全 部事項証明書、印鑑カ ード、印鑑証明書の交 付を受ける	登記申請から1～2週 間後、設立登記が完了 し、企業組合が設立さ れる 設立後、法務局から全 部事項証明書、印鑑カ ード、印鑑証明書の交 付を受ける
新法人の預金 口座を開設 し、資本金を 入金する	株式会社設立後、会社 名義の口座を開設し、 発起人の個人口座の資 本金を会社名義の口座 に入金する	合同会社設立後、会社 名義の口座を開設し、 発起人の個人口座の資 本金を合同会社名義の 口座に入金する	組合設立後、組合名義 の口座を開設し、代表 組合員の個人口座の資 本金を組合名義の口座 に入金する (法人格はないが、業務執行者 の肩書付で組合名義の開設が 可能)	企業組合設立後、組合 名義の口座を開設し、 設立同意者の個人口座 の資本金を企業組合名 義の口座に入金する
法人設立後の 手続き	税金、社会保険、労働 保険関係の届出を行う	税金、社会保険、労働 保険関係の届出を行う	税金、社会保険、労働 保険関係の届出が必要 な場合がある (従業員を雇用する場合)	税金、社会保険、労働 保険関係の届出が必要 な場合がある (従業員を雇用する場合)
備考	—	—	—	三重県知事への設立認 可申請が必要(概ね1 か月程度)

## 8. 法人への資産（現金・預金、棚卸資産、漁具、不動産など）の引き継ぎについて

法人化の際、個人事業主の保有資産を法人にどのように引き継ぐかが問題になることがあります。資産を引き継ぐ方法には「売買契約」「現物出資」「贈与」「賃貸借契約」の4つの方法がありますが、実務上は「売買契約」か「賃貸借契約」によることが一般的です。

### ① 売買契約

売買契約は、個人事業主の資産を売買で法人に譲渡する方法のことで、文字通り「売買契約」を締結することになります。売買を行うため、金銭のやりとりが発生し資金が必要になります。ただし、買い手・売り手ともに売買関係者は同一人物のため、取引自体はシンプルで、一括支払いや分割支払いなど返済期間も柔軟に対応できます。現実的には、個人が法人に現金を出資し、法人はそれを元手に事業用資産を個人事業主から購入することになります。

売買価額は時価を基に算定します。時価は査定における価額とし、時価と簿価の乖離が小さい場合は簿価でも構いません。土地以外の資産の簿価は、使用期間により価値の減少分が減価償却として考慮されていますが、土地は、購入時の取得価額を簿価として計上した後、通常、評価替えを行わないので、売買の際、市町の発行する固定資産税評価額や国税局の相続税路線価を参考にして時価を算定する必要があります。

### ② 現物出資

現物出資は売買と異なり、個人事業主の資産を現金の代わりに法人に出資することを言います。現物出資は、法人に多額の資産購入資金がなくても実行できますが、以下の留意点があります。

- ・現物出資をする場合、いったん資産を時価で譲渡しますが、売却代金相当額を出資したものと扱われるため、個人事業主に多額の譲渡所得などが発生し、納税の負担が増加します。
- ・現物出資は株式会社の場合、会社法上、一定の条件を除き検査役の調査が求められます。合同会社の場合は財産の種類や額にかかわらず検査役の調査は不要です。

一定の条件とは具体的には以下の内容です。

- (1) 定款に記載され、又は記録された価額の総額が500万円を超えない場合。
- (2) 市場価格のある有価証券について定款に記載され、又は記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合。
- (3) 検査役による調査に替えて、現物出資財産などについて定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士を含む）、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産などが不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産

産鑑定士の鑑定評価)を受けた場合。

上記条件を満たす場合は調査を要しませんが、検査役の調査が必要になる場合は、時間や費用がかかります。

つまり、現物出資をする場合は総額500万円以下にすることで手間のかかる調査を受けなくて済みますが、実務的には現物出資は多くはありません。

### ③ 贈与

贈与は個人事業主から法人へ事業用資産を贈与する方法ですが、法人は贈与により受贈益が生じ、法人税が課税されることとなります。また、贈与側の個人事業主も時価で法人に譲渡したものとみなされるため、譲渡所得が課税される可能性があります。贈与は実務上あまり利用されることはありません。

### ④ 賃貸借契約

法人に資金的な余裕がなく、事業用資産、特に価額の高い不動産や船舶などの購入が難しい場合、事業の継続に支障をきたすこととなります。この問題を解決する方法として、事業用資産の所有者である個人事業主と新たに設立した法人が賃貸借契約を締結し、個人が事業用資産を法人に貸し付け、その対価として一定の賃料を法人が個人に支払う方法があります。

法人に資金的余裕がない場合によく利用されますが、賃貸借する事業用資産は法人所有の資産ではないため、個人事業主の相続発生時には、資産が相続人に分散してしまうリスクがあります。

そのため、賃貸借契約を行う場合は、予め契約期間を定め、事業の安定化を図りつつ、契約期間終了後、賃貸借している事業用資産を法人が購入し、経営基盤を強固なものにすることが適切です。

個人事業主の保有資産のうち、法人に引き継ぐのは、事業を継続するために必要な以下の資産と負債です。

#### 【資産】

##### (1) 現金・預金

資本金として法人に出資します(引き継ぎは不要です)。

##### (2) 棚卸資産(商品・仕掛品)

法人として売上を計上するために、売買で法人に引き継ぐ必要があります。

##### (3) 固定資産(漁具、不動産、船舶など)

法人に売却か賃貸をしなければ法人での利用ができないので、いずれかの方法を検討する必要があります。また、不動産や車両、船舶などを売却した場合は法人への名義変更が必要となります。

#### 【負債】

##### (1) 借入金

基本的に個人事業主の借入は本人に返済義務があるため、法人へ引き継ぐ必要はありません。ただし、不動産や車両、船舶など事業用資産の取得を目的とした借入の場合は、事業用資産と借入金を合わせて法人が引き継いで、借入の返済をすることになります。

## 9. まとめ

このように魚類養殖の事業を継続していくには、法人化が一つ的手段として考えられ、ふさわしい組織形態は、現在の事業所得の水準、後継者の有無や、他の個人経営体との協業の有無、将来の事業展開のビジョンなどによって異なり、場合によっては個人事業を継続する方が良いこともあります。

このマニュアルを通じて、魚類養殖や法人化、法人経営のメリット・デメリット、漁業法人の組織形態、資産の引き継ぎなどについて理解を深め、法人化により魚類養殖のさらなる発展に資することを願います。

以上